第72回“社会を明るくする運動”作文コンテストについて

第72回“社会を明るくする運動”作文コンテストを以下のとおり実施します。
第71回“社会を明るくする運動”作文コンテストでは、全国の小中学生の皆さんから29万1，638点の応募がありました。本年も皆さんからの御応募を心からお待ちしています。

応募規定

【応募資格】
全国の小学生及び中学生（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者並びに外国人学校に在学する者で小学生及び中学生に準ずる生徒を含む）
【テーマ】
“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことなどを題材としたものとします。
【原稿の枚数】
400字詰め原稿用紙3～5枚程度
【応募先】
“社会を明るくする運動”各都道府県推進委員会（事務局：保護観察所）宛て
【締切り】
おおむね本年9月頃の各都道府県推進委員会が定めた日まで　（締切日は各都道府県推進委員会によって異なります。詳しくは、最寄りの保護観察所へお問い合わせください。）
【作品の応募に関する保護者の承諾】
応募に当たっては、氏名、学校名、学年及び作品名及び作品内容が報道機関やインターネット等により公表される可能性があることについて、あらかじめ保護者の承諾が得られていることを前提とします。
【その他】
・　応募作品は、他の作文コンテスト等への応募作品又は応募予定作品を除く自作・未発表のものに限ります。ただし、応募者の持つ様々な特性に応じた合理的配慮については、これを十分に行います。

・　応募に当たっては、題名、学校名、学年、氏名を明記してください。
・　応募規定に沿わない作品については、審査対象外となることがありますので御留意ください。
・　応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
・　応募作品は原則として返却しません。
・　最優秀賞作品、優秀賞作品については、報道機関、インターネット等による氏名、学校名、学年、作品名及び作品内容の公表や、各推進委員会で作成する作文集に掲載する場合があります。また、作品の公表及び掲載に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。

【選考】

“社会を明るくする運動”各地区推進委員会及び同各都道府県推進委員会によって選考し、中央推進委員会に推薦された作品（小学生の部・中学生の部各3作品以内）について、中央推進委員会において下記の審査基準に基づき審査した上で、入賞作品を決定します。各地区推進委員会及び各都道府県推進委員会における審査基準の有無や詳細等は、最寄りの保護観察所へお問い合わせください。

【参考】

“社会を明るくする運動”中央推進委員会における審査基準（審査項目・視点）

＜趣旨＞

・「犯罪や非行のない明るい社会づくり」「犯罪や非行をした人の立ち直り」という“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえているか。

・日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことなどを基に、犯罪や非行、地域社会における交流などに関して考えたことや感じたことが書けているか。

＜内容＞

・自分の意見、考えたこと、感じたことが取り上げられているか。
・自分の体験や経験に基づいているか。
・創造性、独創性があるか。
・読み手の心に響くものがあるか。

＜表現形式＞

・読み手を引きつけるような文章であるか。
・読み手が読みやすい文章であるか（文章の構成がしっかりしているか。）。
・具体例が挙げられているか。
・効果的で工夫された書き方をしているか。
・用字、符号の用い方や、原稿用紙の使い方が適切であるか。

表彰（予定）

中央推進委員会の審査により各賞を決定し、表彰します。発表は12月頃の予定です。

【最優秀賞】

・法務大臣賞

【優秀賞】

・全国連合小学校長会会長賞
・全日本中学校長会会長賞
・全国保護司連盟理事長賞
・日本更生保護女性連盟会長賞
・日本BBS連盟会長賞
・日本更生保護協会理事長賞

主催

検索

法務省“社会を明るくする運動”中央推進委員会

後援

全国連合小学校長会
全日本中学校長会
全国小学校国語教育研究会
全日本中学校国語教育研究協議会
公益社団法人日本PTA全国協議会
更生保護法人全国保護司連盟
日本更生保護女性連盟
特定非営利活動法人日本BBS連盟
更生保護法人日本更生保護協会

▲ ページトップへ